

【2026 年度 輸送の安全に関する目標及び計画について】

大阪阪神タクシー株式会社

【輸送の安全に関する基本的な方針】

社長及び役員は、「会社の基本方針」の筆頭に掲げた「安全輸送の遂行」を守るため、安全管理体制の整備に努めるとともに、輸送の安全確保のために、社員を適切に指揮し、車両及び施設・設備を総合的に活用する。

【安全方針】

- ・ 安全確保がタクシー事業者にとって最優先の使命であることを充分認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- ・ 輸送の安全に関する法令及び規程を遵守し、厳正かつ確実に職務を遂行する。
- ・ 安全管理体制を適切に維持するために、褒賞・懲罰を通じた信賞必罰を徹底する。
- ・ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

【輸送の安全に関する目標】

- (1) 死亡事故、重大事故 ゼロ
- (2) 有責事故件数 ・ ・ ・ 36 件以下（月間【3 件以内】とする）
- (3) 接遇・サービス向上による阪神ブランドの強化・浸透。

※ 上記の重大事故とは、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故を指す。

【輸送の安全に関する計画】

輸送の安全に関する目標達成のため、以下のとおり安全運動、教育・研修を実施する。

【事故防止強化のため取組】

(1) 2026年度からの新たな取組

① 接遇・サービス向上強化

<実施項目>

接遇に関する意見・クレームが3か月連続で継続した際、接客マナー講習会に参加させ強化指導の実施を行う。

② 交通安全リボン記章の掲示

<実施項目>

年4回(春・夏・秋・年末年始)の交通安全運動期間中に、従業員全員の胸元へリボン記章を掲示することにより事故・違反防止意識の向上や一体感を醸成することにより、事故・違反削減に努める。

③ 連続無事故記録継続による安心・安全意識の向上(インセンティブ等含む)

<実施項目>

連続無事故記録が長く継続した際、インセンティブ等含めた制度の創設等により、事故防止意識をさらに向上させるとともに、事故削減に努める。

(2) 継続的な取組

- ① 当社における事故統計を用いた事故防止教育(毎月の一斉点呼時に実施)
- ② 年4回(春・夏・秋・年末年始)の全国交通安全運動等の期間中における事故防止啓発強化
- ③ 安全運転・接遇向上の日を設定(一斉点呼の日を該当日)
- ④ 高齢運転者に対する事故防止教育の実施
- ⑤ 連続無事故記録日数の掲示による乗務員の事故防止意識向上
- ⑥ 健康管理体制の強化(定期健康診断における要注意者の面談・フォローアップ)
- ⑦ 衝突被害ブレーキを備えたJAPANタクシー車両への更新の実施
※ 2026年度導入率: 68.4%(稼働57両中「39両」)の予定
- ⑧ 新入乗務員教育の強化(定期的なフォローアップ研修【個別・集合】等)
- ⑨ 乗務員の適性診断の受講
- ⑩ 安心・安全意識の向上に向けた制度(インセンティブ等含む)
- ⑪ 入社1年未満者へのフォローアップ研修
- ⑫ 運行管理者基礎講習及び一般講習、指導主任者講習の受講
- ⑬ 配車アプリGOに寄せられた接遇に関する意見・クレームが3か月連続で継続した際、接客マナー講習会参加による指導強化(関西ハイタク事業協同組合主催)

(3) 事故発生時における取組

- ① 有責事故惹起者との面談及び再発防止のための運転目標の設定
 - ② 事故複数回惹起者への特定診断または運転技能診断の受講
- <実施項目>
- ・ 運行管理者の面談において、再発防止策を乗務員自らが考え具体的に設定させる。
 - ・ 複数回事故を惹起する乗務員には、社内面談のみならず外部の専門機関における講習を受講させ、その結果をもとに再発防止策を自らが考え設定させる。
 - ・ 運行管理者においては、乗務員が自ら考え具体的に設定した目標の実行状況を定期的に確認しフォローアップを行う。

【自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計】

2025年4月1日から2026年3月31日まで・・・ 0件

【行政処分】

2025年4月1日から2026年3月31日まで・・・ 0件

以上